

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
株式会社森林調査設計事務所  
東京都江戸川区篠崎町1-302-7
2. 指名停止措置期間  
平成24年9月26日から平成24年12月25日まで（3ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事実概要：  
株式会社森林調査設計事務所は、平成24年9月6日に実施した中部森林管理局発注の「治山施設点検整備調査（中心森林管理署 6合）」の一般競争入札において、開札の結果落札者となったが、品質確保基準価格を下回る入札を行ったことから、入札条件である「第三者による照査、及び配置予定管理技術者の増員配置」が困難であることを理由に契約を辞退した。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」の別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070